

○災害による市税の減免に関する条例

昭和40年6月4日

阿南市条例第24号

改正 昭和47年3月29日条例第10号

昭和49年7月1日条例第29号

平成7年3月24日条例第24号

平成23年6月27日条例第10号

平成28年12月22日条例第46号

令和元年9月27日条例第16号

令和2年6月24日条例第33号

令和3年3月29日条例第7号

令和3年6月29日条例第14号

令和4年6月27日条例第12号

令和5年6月29日条例第24号

(市税の減免)

第1条 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害（以下「災害」という。）による被災者の納付すべき市税の軽減又は免除については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の事由に該当することとなった場合は、当該納税義務者に対して課する当該年度分の市民税のうち、災害発生以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除する。

事由	軽減又は免除割合
死亡した場合	10分の10
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により生活扶助を受けることとなった場合	10分の10
障がい者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9

2 災害を受けた者（納税義務者の法第292条第1項第8号に規定する控除対象配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所

得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。）が1000万円以下であるものに対しては、当該年度分の市民税のうち災害発生以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

合計所得金額	損害の程度	軽減又は免除の割合	
		10分の3以上10分の5未満のとき。	10分の5以上のとき。
500万円以下であるとき。	2分の1	10分の10	
500万円を超え750万円以下であるとき。	4分の1	2分の1	
750万円を超えるとき。	8分の1	4分の1	

3 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害にあつては、前2項の規定によらず、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、前年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る市民税の所得割の額（当該年度分の市民税所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額とにあん分して得た額）のうち災害発生以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき。	10分の10
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

（固定資産税の減免）

第3条 災害により損害を受けた農地又は宅地が流失、水没、埋没又は崩壊等により作付不

能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害発生以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

損害の程度	軽減又は免除の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

2 災害により損害を受けた家屋に対しては、当該家屋に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害発生以後の納期に係る税額について、次の区分により軽減し、又は免除することができる。

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、流失、埋没、全焼等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。	10分の10
主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上価値を減じたとき。	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4

3 災害により損害を受けた農地又は宅地以外の土地については第1項の規定に準じ、償却資産については前項の規定に準じ、当該土地又は償却資産に対して課する当該年度分の固定資産税のうち、災害発生以後の納期に係る税額を軽減し、又は免除することができる。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、災害発生の日の属する年度の次年度分の固定資産税についても、前3項の規定を適用することができる。

(国民健康保険税の減免)

第4条 第2条の規定により市民税を減免された国民健康保険税の納税義務者に対しては、その者の当該年度分の国民健康保険税に係る所得割額について、同条の規定に準じて軽減し、又は免除することができる。

2 第2条の規定により市民税を減免された国民健康保険税の納税義務者で市長が特に必要があると認めたと者に対しては、その者の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平均割額について、その10分の5以下の額を軽減することができる。

3 前条の規定により固定資産税を減免された国民健康保険税の納税義務者に対しては、その者の当該年度分の国民健康保険税に係る資産割額について、同条の規定に準じて軽減し、又は免除することができる。

(減免の申請)

第5条 前3条の規定によって市税の減免を受けようとする者は、市長の定めるところにより市税減免申請書を提出しなければならない。

(減免の取消し)

第6条 市長は、偽りその他不正の行為により市税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度分の市税から適用する。

(東日本大震災に係る国民健康保険税の減免の特例)

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項及び次項において「大震災」という。）により住宅の全半壊、全半焼若しくはこれに準ずる被災をした場合、主たる生計維持者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は主たる生計維持者が行方不明である場合で、大震災の発生の日から1年以内に当該被災地域から直接本市に転入し、国民健康保険に加入した者（この項において「転入者」という。）がいる世帯の納税義務者に対し、転入者に係る国民健康保険税の全額（転入の日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間に係る国民健康保険税に限る。）を免除する。

3 大震災の発生の日から1年以内に原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき避難指示を受けた地域から直接本市に転入し、国民健康保険に加入した者（この項において「転入者」という。）がいる世帯の納税義務者に対し、転入者に係る国民健康保険税の全額（転入の日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間に係る国民健康保険税に限る。）を免除する。

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

4 令和元年度分、令和2年度分、令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められ

ているもの（被保険者の資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の国民健康保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の国民健康保険税とする。）及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものについて、次の各号のいずれかに該当するに至った世帯の納税義務者に対し、その税額を軽減し、又は免除することができる。

(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからエまでの全てに該当する世帯

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

エ 世帯の主たる生計維持者が、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（この号において「非自発的失業者」という。）に係る特例を適用される者（その者が非自発的失業者の給与収入の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入等の減少が見込まれるため、国民健康保険税の減免を行う必要があると市長が認めるものを除く。）に該当しないこと。

5 前項の規定により国民健康保険税を減免する額及び減免の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（昭和47年3月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年7月1日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月24日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年2月20日から適用する。

附 則（平成23年6月27日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第46号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の災害による市税の減免に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税の減免について適用し、平成28年度分までの個人の市民税の減免については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月27日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月24日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項及び第5項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月29日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年6月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年6月27日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年6月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。